

運動部活動の適切な運営を目指して

学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること」が明確に示されている。

運動部活動の指導者は、これまで熱心な取組、適切な指導方法によって多くの成果を挙げてきた。その一方で、生徒の少子化やスポーツ指導に求められるニーズの変化、スポーツ医・科学の発展等の時代の変化に対応できない指導者による体罰をはじめとし、部活動内でのいじめ、保護者との行き違い等、運動部活動を実施する上で多方面の課題に直面している。

そこで、改めて運動部活動の充実に向けた視点に留意し、運営方法を見直すことが急務である。

運動部活動指導の充実に向けた視点

1 体罰等の根絶

運動部活動での指導で体罰やパワーハラスメント、セクシャルハラスメント等によって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがあってはいけない。校長、指導者その他の学校関係者は、積極的に指導方法等の研修を重ね、体罰等の根絶に努める。

※「懲戒処分の方針」R6一部改訂

- 傷害を負わせたことの有無に関わらず、体罰等を行った職員は懲戒処分の対象とする。
- 体罰を常習的に行っていた場合、又は体罰の様態が特に悪質な場合は、免職、停職又は減給。
- 児童生徒の尊厳を損なうなどの不適切な指導を行った職員は、体罰の量定に準じて扱う。
- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に規定する児童生徒性暴力等を行った職員は免職。
- 職務上関係のある児童生徒に対して電子メール、SNSサービス等を利用して、管理職の許可なく私的なやりとりを行った職員は、減給又は戒告。

2 いじめ等の防止

指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権意識の育成、生徒への目配り等により、いじめ等の防止を含めた適切な集団づくりに努める。

3 けがや事故の防止

運動の実施においては各生徒の発達段階や体力等を把握し、スポーツ障害の発生を予防する。指導者、生徒が安全意識を高くもち、施設や設備の点検や活動におけるルール徹底等により、事故防止に努める。また、不測の事態に備え、校内の緊急体制を整えておくことが必要である。

4 適切な休養日等の設定

活動は平日を基本とし、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活ができるよう、スポーツ医・科学の観点から適切な運動時間や休養日等を設定し、合理的で効率的・効果的な練習を目指す。

5 保護者との連携と適切な会計処理

保護者等に対して、学校全体の目標や方針、各部の部活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望ましい。また、部活動費等の会計処理においても集金や管理の方法、用途や会計報告等を適切に行うことが信頼につながる。

6 部活動指導員・外部指導者の活用

学校において部活動指導員や外部指導者を活用する場合は、校長、顧問の教員と部活動指導・外部指導者等との間で相互の情報を共有するなど、連携を十分に図ることが大切である。

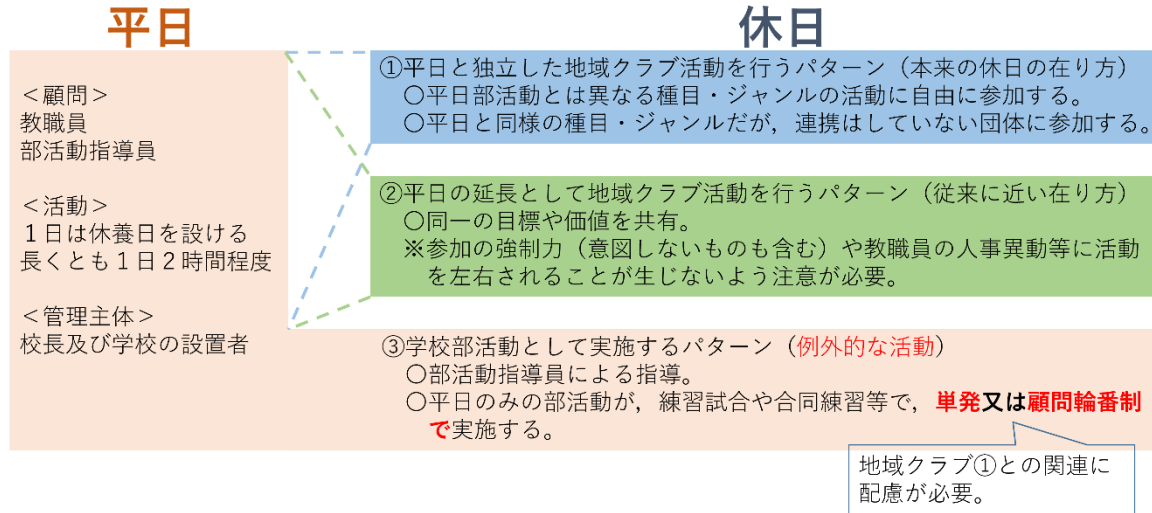
7 部活動の地域クラブ活動への展開

少子化の中でも、将来にわたり生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、休日を中心に部活動を地域単位のクラブ活動へ展開していく。

地域クラブ活動との連携に向けて

今後も生徒にとって有意義なスポーツ環境を整備し、生徒の心身共に健全な成長を継続的に支えていくためには、運動部活動の在り方とともに、地域クラブ活動と運動部活動の連携の在り方についても整理していく必要がある。

千葉県が想定するこれからの学校部活動と地域クラブの関係



「部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」（令和6年12月25日）

○中学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編及び保健体育編に以下の記載が追加
（高等学校・特別支援学校も同様）

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、地域の実情に応じ、各地域において休日を中心に、部活動の地域スポーツクラブ活動への移行等が進められており、今後も更に移行等が進んでいくことが見込まれる。地域スポーツクラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、集団の中で切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を有するものであり、その実施に当たっては、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ活動による教育的機能を一層高めていくことが重要である。

このため、当該学校の生徒が、地域スポーツクラブ活動に参加している場合には、学校と地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図り、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが必要である。特に、生徒が平日に部活動、休日に地域スポーツクラブ活動に参加する場合など、異なる者が生徒の指導に当たる場合には、指導の一貫性を確保する観点から、生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、緊密な連携を図ることが必要である。

また、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにするため、学校において設置者等と連携しながら、地域で実施されているスポーツ活動の内容等を生徒や保護者に周知することなども求められる。

R 6.9 時点 地域移行進捗状況（地域クラブ）

地域クラブ活動の設置予定（政令市を除く）

	すでに活動中	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運動系	199 (24市町村)	250 (29市町村)	362 (35市町村)	675 (37市町村)
文化系	3 (3市町村)	26 (5市町村)	40 (11市町村)	91 (18市町村)

部活動の休日地域移行実施予定（政令市を除く）

参考 部活動数（R5調査）運動系 **3050部** 文化系 **808部**（休日活動数 **368部**）

